各種手当をご存じですか？

在宅で重度の障がいを持つ人や、一定以上の障がいのある児童を養育している人に支給される手当があります。 要件などは次のとおりです。 ※各手当には所得制限があります。

障害児福祉手当

●要　件

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。なお、障害年金などを受給している人、施設などに入所している人には支給されません。

●支給額

月額　14,380円

特別障害者手当

●要　件

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。なお、施設などに入所している人、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している人には支給されません。

●支給額

月額　26,440円

特別児童扶養手当

●要　件

心身に一定以上の障がいのある20歳未満の人を養育する人に、障がいの程度に応じ、特別児童扶養手当が支給されます。対象となる人が、児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

●支給額

1級　月額　50,750円
2級　月額　33,800円

現況届の提出を忘れずに！ 提出期限 8月24日（火）

・障害児福祉手当
・特別障害者手当
・特別児童扶養手当
・経過的福祉手当

これらの手当を受けている人は、受給資格要件を確認するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。提出書類は手当を受けている人に直接郵送します。

この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなります。忘れずに届出を行なってください。期間中にどうしても都合のつかない場合はご連絡ください。

問い合わせ先　福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎)　☎242－1149
県菊池福祉事務所　☎0968－25－0689

合志市社会福祉協議会　安心生活創造事業協賛

子どもの緊急サポート会員説明会を開催します!

今秋からの緊急サポートネットワーク事業開始に向けて、利用会員のための説明会を開催します。子どもの緊急サポートを希望する人は説明会後の登録となりますので参加してください。

●開催日

9月5日(日)・16日(木)
10月2日(土)・21日(木)
11月7日(日)・18日(木)
12月19日(日)

●時　間

土・日曜日　午前10時～正午
木曜日　午後7時～9時
※託児あり・要予約

申し込み・問い合わせ先　合志市社会福祉協議会 ファミリーサポートセンター　☎242－7000

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、健康づくり推進課国保年金班または合志庁舎総合窓口および各支所で、国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行ない、月額15,100円の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入され、老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間にも算入されます。

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した人は、特例免除制度を利用できます(退職には自己都合退職も含まれます)。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行なわれます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が退職(失業)時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

●手続きに必要なもの

①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
②認め印(本人が署名する場合は不要)
③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

問い合わせ先　健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎)　☎242－1183
熊本西年金事務所　☎355－3261

税金の滞納処分強化による債権・動産差押実施中!!

平成22年度 第2回

近隣市町合同公売会開催

市税の滞納処分の一環として、差し押さえた財産(日用品など)の公売会を近隣市町(菊池市・菊陽町・玉名市)と合同で次のとおり開催します。 ぜひ、ご来場ください。

と　き　9月3日(金)　正午開場予定
ところ　ヴィーブル　メインアリーナ
公売物件　約200点(予定)　家電製品、日用品など
公売方法　入札方式
当日必要なもの
・印かん(認め印可、法人の場合は代表者印)
・購入代金(入札金額)
・本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
・委任状(代理人が入札する場合)

その他
・公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
・公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。

公売会場　風景

問い合わせ先　税務課 収納班(合志庁舎)　☎248－1114

公売会のほかに、Yahoo! 官公庁オークションにも出品しています。